

2014年4月23日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

日本原水爆被害者団体協議会
原爆症認定集団訴訟全国原告団
原爆症認定集団訴訟全国弁護団連絡会

声明

ノーモア・ヒバクシャ岡山地裁判決について、控訴断念を求めるとともに認定制度の抜本的な改善を求める

- 1 本日、岡山地方裁判所第2民事部（古田孝夫裁判長）は、ノーモア・ヒバクシャ岡山訴訟で、厚生労働大臣の義務違反は国家賠償法上違法なものとし、国に対して金30万円の支払を命ずる判決を言い渡した。原爆症認定訴訟において、裁判所が国に対して国家賠償法上の支払を命じたのは、1998年12月11日の京都地方裁判所の判決、2009年3月18日の広島地方裁判所における原告3人に対する判決（控訴取下げにより確定）、以来の画期的なものである。
- 2 岡山地裁判決は、「厚生労働大臣は、本件申請に係る審査資料一式の中に入市証明書が含まれていることを見落とし、原告の被爆者健康手帳中の被爆状況の記載を軽信して、原告が『新しい審査の方針』に定める放射線起因性を積極的に認定する範囲の者に該当しないと判断し、本件却下処分及び本件棄却決定をしたものと推認することができ、このような見落としがなければ、少なくとも前立腺がんについては、原爆症認定が行われていた相当程度の可能性があったものと認めることができる。したがって、本件却下処分及び本件棄却決定をした厚生労働大臣の行為は、本件申請に係る証拠資料を十分に精査すべき職務上の法的義務に違背したものである」として、国家賠償法1条1項の規定の適用上、違法の評価を受けるものというべきである」と判示した。

したがって、厚労大臣が行った今回の処分は、新しい審査の方針（平成20年3月17日制定）がその第1の1で定めている、「認定の判断を行うに当たっては、積極的に認定を行うために、申請者から可能な限り客観的資料を求めることとする」という文言に明確に違反している。
- 3 そればかりでなく、本件は、2008年3月31日に申請されたものであるが、裁判の過程で、厚労省の「疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会」（医療分科会）は、申請時ならびに異議申立時と2度にわたる審査において、原告が爆心地付近に入市したことを明確に裏付ける証拠（2名の入市証明書）を見逃したうえで厚労大臣に対して答申を行っていること、またいずれの審査においても20名を超える審

査委員が参加している事実も明らかになっている。さらに厚労省は、上記の事実を認めただけで、この点に関する審議録は作成していないと公言している。

判決は、このような杜撰な審査により、原告が「精神的苦痛を被ったことは容易に推測されるところであり」と明確に指摘しているが、このような杜撰な審査の実態からすると、このような被害は原告だけに止まらず、多くの申請者が同様な見落としによって同様な被害を被っていることは想像に難くない。

- 4 このように、今回の岡山地裁判決は、現在行われている厚労省の医療分科会における審査が不適切であることを判示したことに止まらず、現行の認定制度自体が構造的な機能不全に陥っていることを明らかにした。したがって、厚労省は、今回の岡山地裁判決に対する控訴を断念し、重い病気で苦しんでいる原告に対する早期救済をはかり、原爆被害に対する償いをはかるべきである。

加えて、このような不完全な認定制度による同様の被害を回避するために、認定制度の抜本的な改善を行うことが急務である。

そして国が、20 万余の被爆者が生きていううちに、原爆被害に対する償いを果たすことこそが、核兵器をなくすという人類の取るべき道を進めることになる。